

沖縄県立北谷高等学校 部活動指導方針

部活動指導方針の趣旨

部活動は、学校生活を充実させ、学校への帰属意識を高め、体力や技術の向上を図るとともに協力心や責任感を育み、人間形成の観点等から大きな役割を果たしている。

本校においては、適正な部活動の運営に向け、沖縄県教育委員会の「部活動等の在り方に関する方針」等を踏まえ、「北谷高等学校部活動指導方針」を策定した。

[1] 体制の構築

(1) 適正な設置

学校は、生徒や教員の数、外部指導員等の配置状況を踏まえ、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の点から、部活動が実施できるよう適正な数の部を設置する。

(2) 顧問の複数配置

主として指導する顧問に過度な負担が生じないように、複数配置を可能な限り行う。

(3) 顧問の勤務時間管理

顧問の連携や外部指導者の活用により、適正な勤務時間管理を行う。

(4) 自主的・自発的な活動

生徒の自主的・自発的な参加により行われるよう、十分配慮する。

[2] 部活動の安全管理、体罰防止

(1) 生徒の健康管理

生徒の発達の段階・体力・技術等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、施設・設備・用具等の安全確認、事故が起こった場合の対処、医療機関への連絡体制の整備に留意する。

(2) 生徒の安全管理

平日、部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会うことを原則とするが、練習に立ち会えない場合には、他の顧問等と連携・協力して、安全面に十分に留意する。

(3) 体罰やハラスメントの根絶

学校教育の一環として行われる部活動では、体罰は禁止する。また、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないことで、間違った指導については、学校全体で防止できる指導体制をつくり根絶を目指す。

指導者は、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントと疑われる一切の行為は慎む。

(4) 指導者と部員等との連絡体制の在り方と留意点

原則として、指導者から部員への連絡事項は、部活動の時間内に、直接、口頭またはプリント等を用いて行い、必要に応じて保護者等へも周知する。

緊急の連絡の際は、複数名でのグループなどの連絡体制を構築することや、保護者役員等を含める等の工夫をする。

[3] 適切な休養日及び活動時間

生徒のバランスのとれた生活やスポーツ障害を予防し、家族とのふれあいやボランティア活動、地域活動などへの参加を促すとともに、心身をリフレッシュさせるためにも定期的に休みをとることが望まれる。活動を行うにあたって以下を基準として設定する。

(1) 学期中の休養日

- ・ 週当たり2日以上以上の休養日を設定する。*（平日、休業日を1日以上設定）
- ・ 週末など、大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・ 休養日については、各部で設定する。

(2) 長期休業中の休養日

- ・ ある程度長期の休養期間（オフ）を設ける。
- ・ 長期休業中も学期中に準じる。

(3) 活動時間について（準備・片付け等を含む）

- ・ 1日の活動時間は、平日3時間程度、休業日は4時間程度とする。
- ・ 長期休業中も学期中に準じる。

- ① オンシーズンで休養日が設定しにくい場合、オフシーズンに休養日を振り替える。
- ② 定期考査（中間・期末）1週間前は、活動停止とする（家庭での学習時間確保のため）。ただし、特別な理由（1ヶ月以内に大会がある等）がある場合は、顧問は、生徒支援部を通して管理者の許可を得る。その場合は、1時間程度の練習ができる。
- ③ 練習時間は遅くとも19時30分まで、20時完全下校とする。
- ④ 朝の活動（練習）は、自主参加とする。
- ⑤ 夏季休業期間の大会や合宿等への参加は、保護者の同意のもと、校長の承認を得て実施することができる。その際、適切な休養日を取り、計画的に活動を行う。

[4] その他

- ① 大会、コンクール等の参加、合宿の実施は、計画的に行う。
- ② 参加する大会・コンクール・合宿については、年度当初に年間計画を作成し、保護者会等で説明し保護者の理解を得るように努める。
- ③ 部費については、適正に執行し、収支報告を適切に行う等、厳正に取り扱う。